

2006年5月23日

北海道大学  
総長 中村睦男 殿

北海道大学教職員組合  
執行委員長 坂下明彦

## 長期勤務の契約職員の待遇改善に関する団体交渉申し入れ書

本年3月30日の団体交渉に引き続き契約職員とりわけ期限のない長期勤務の契約職員（1980年以前から勤務している）の待遇改善について、下記2項目の要求をする。

平成17年8月に厚生労働省は、「改正パートタイム労働指針」で事業主が講じなければならない措置を定めた、指針第3の2（7）では、「パートタイム労働者から正社員へ転換するための条件整備に努めること」としていることから、長期勤務の契約職員の正規職員への繰り入れを早急に要求するものである。

また、北海道大学が国立大学法人に移行する際、任用中断日が廃止され、雇用が継続されたことに鑑み、6月期手当の支給率を100/100に改めることを要求する。

6月期手当の支給基準日が差し迫っているので、早急に団体交渉に応じること。

### 要求項目

1. 長期勤務の契約職員を正規職員に繰り入れること。
2. 長期勤務の契約職員には今年度から6月期手当の支給率を100/100にすること。

以上